

薩摩川内市電気自動車充電設備等更新業務の実施に係る公募要領について

本要領は、本市が発注する公募型プロポーザル発注方式に係る公募要領です。参加希望者は、以下の内容を確認の上、参加ください。

1 発注業務の概要等

- | | |
|---------------|---|
| (1) 業 務 名 | 薩摩川内市電気自動車充電設備等更新業務 |
| (2) 業 務 場 所 | 市内施設（別紙仕様書のとおり） |
| (3) 履 行 期 間 | 契約の日から5年以上 |
| (4) 業 務 概 要 等 | 別紙仕様書のとおり |
| (5) 業 務 内 容 | 薩摩川内市内の施設に設置している電気自動車の充電設備を更新することで、「薩摩川内市カーボンニュートラル地域戦略（令和6年3月策定）」の推進及び施設利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。 |
| (6) 担 当 部 署 | 薩摩川内市 経済シティセールス部 産業戦略課 |

2 設計図書等の閲覧

閲覧場所 薩摩川内市ホームページ

(<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/soshiki/1025/1/1/1/1/15625.html>)

3 参加資格

薩摩川内市電気自動車充電設備等更新業務に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。以下同じ。）
 - ③ 役員等が、暴力団員であると認められる法人等
 - ④ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人等
 - ⑤ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
 - ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
 - ⑨ アからケまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人等
- (3) その他関係法令・規則等に違反していないこと。

(4) 薩摩川内市電気自動車充電設備等更新業務に応募できるのは、次に掲げる条件を全て満たす企業、団体とする。

- ①実施を的確に遂行できる能力を有すること。
- ②業務内容については、守秘義務を遵守できること。
- ③下表の要件を満たす者であること。

項目	内容
地域要件	日本国内に本店等を置く企業・団体であること。

4 薩摩川内市電気自動車充電設備等更新業務の参加申請書兼誓約書の提出について

(1) 資格の確認

薩摩川内市電気自動車充電設備等更新業務に参加しようとする者は、3の資格を有することの確認を受けるため、参加申請書兼誓約書及び関係書類を持参又は郵送により提出しなければならない。

薩摩川内市長は、薩摩川内市電気自動車充電設備等更新業務に参加する資格を確認したときは、その旨を参加資格確認通知書により通知する。参加する資格がないと認めたときは、その理由を付して、参加資格確認通知書により通知する。

(2) 提出書類

- ① 参加申請書兼誓約書（様式第1号）
- ② 会社概要（パンフレット等）
- ③ 辞退届（様式第2号） ※参加申請書提出後、辞退する場合に提出

(3) 提出期限

公募の日から令和7年2月5日（水）午後5時迄（土日を除く。市役所本庁舎開庁日）
※（郵送期限内必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(5) 提出場所

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市役所 経済シティセールス部 産業戦略課（担当：山本）
TEL 0996-23-5111（内線5761） FAX 0996-20-5570
※持参の場合は、事前に電話連絡の上、来庁してください。

5 応募条件

- (1) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募した企画提案書等は返却しない。
- (3) 協定締結後、採択事業者・団体名は公表する。

6 参加申請書兼誓約書及び企画提案書様式の配布並びに受付

- (1) 配布方法 「薩摩川内市ホームページ」よりダウンロードしてください。
(<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/soshiki/1025/1/1/1/1/15625.html>)
- (2) 受付方法 「7 企画提案書の作成要領について」に基づき、必要事項を記載し、代表者印を押印した参加申請書兼誓約書及び企画提案書を経済シティセールス部産業戦略課へ提出してください。

(郵送期限内必着)

- (3) 受付期間
- ア 参加申請書兼誓約書
公募の日から令和7年2月5日(水)午後5時迄
(土日を除く。市役所本庁舎開庁日)
 - イ 企画提案書
参加申請書兼誓約書提出後に通知する参加資格確認通知書を受領した日
から令和7年2月20日(木)午後5時迄
(土日を除く。市役所本庁舎開庁日)

7 企画提案書の作成要領について

本提案書は、薩摩川内市電気自動車充電設備等更新業務仕様書に準拠した提案内容とし、提案書の提案項目は下記のとおりとします。

(1) 企画提案様式等

提出物	提出部数	特記事項
①薩摩川内市電気自動車充電設備等更新業務企画提案書(鑑) (様式第3号)	1部	
②会社概要(様式第4号)	10部	データでの提出もすること。
③電気自動車充電設備に関する運営の事業実績(様式第5号)	10部	実績がない場合は実績なしで提出すること。 データでの提出もすること。
④業務実施体制(様式第6号)	10部	データでの提出もすること。
⑤電気自動車充電設備等更新業務スケジュール(様式第7号)	10部	データでの提出もすること。
⑥企画提案書(様式第8号)	10部	データでの提出もすること。

8 質問について

本要領及び仕様書等に不明な点がある場合は、質問票(様式第9号)を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年2月6日(木) 午後5時迄 (土日を除く。市役所本庁舎開庁日)
- (2) 方法 ファックスまたは電子メールで提出すること。なお、電話・口頭及び期限後の質問は一切受け付けません。
FAX 0996-20-5570
e-mail kigyos@city.satsumasendai.lg.jp
- (3) 回答 期限内にあった質問への回答については、随時、薩摩川内市のホームページ(<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/soshiki/1025/1/1/1/1/15625.html>)上で掲載いたします。最終回答期限 令和7年2月7日(金)まで

9 採点基準(審査基準)

- (1) 業務実績(5点)
- ・電気自動車充電設備等の運営に関する業務実績について
- (2) 施工方法(30点)
- ・電気自動車充電設備等更新までのスケジュールについて

- ・施工時の本業務の実施体制・連絡体制の確立と施設の建物や既存の系統・配管等に損傷を与えない施工方法であるか
 - ・設置を想定している場所とその場所ごとの充電設備の種類と定格出力容量について
- (3) 維持管理及び緊急時の対応 (45点)
- ・維持管理の方法は具体的で、かつ、市及び施設管理者に負担を与えないものとなっているか
 - ・問い合わせや苦情などに対応できる体制及び運用方法がとられているか
 - ・利用実績の毎月の報告について
 - ・設備に故障や異常、災害や事故等のトラブルが生じた場合、他の電気系統に波及しない設計であると見込まれるか
 - ・電気の引き込みをするのか。しない場合、どのような対応をとるのか
- (4) 利用料金及び利用方法 (30点)
- ・利用料金は明確で適切な金額設定となっているか
 - ・利用者が利用しやすい料金徴収システムとなっているか
 - ・充電設備を設置した際の周知方法は優れたものとなっているか
- (5) 付加提案事項 (20点)
- ・仕様以外の部分で、事業者独自の提案であるか。
 - (例)・災害時の充電設備の開放
 - ・既存機器の撤去
 - ・売り上げの一部の納付
 - ・今後の普及促進に向けての提案 など

10 企画提案書及びプレゼンテーションの審査及び採否の通知

(1) 審査

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容審査を業務の理解度（能力）、取組意欲、独創性及び実現性について判断・評価し、総合的に判断して選定業者を決定する。なお、得点6割未満の場合は除外する。

ただし、応募多数の場合には、事前に企画提案書により、書類審査を行う場合がある。

プレゼンテーションの日時等

①日 時：令和7年2月27日（木）

②場 所：薩摩川内市役所・会議室(予定)

③開催方法：オンライン形式（対面式でも可）

④そ の 他：企画提案書のほか、これを補完する資料が必要となる場合は10部用意すること。
 プレゼンテーションは1企業（団体）30分程度（プレゼンテーション20分、審査員からの企画提案書及びプレゼンテーションについての質問10分程度）を予定している。また、プレゼンテーション用のスクリーン、プロジェクター及びパソコンは、発注者が準備を行う。

なお、日程については、直接調整する。

⑤注 意：プレゼンテーションは、本業務を担当する主たる担当者が実施すること。

本業務に直接関与しない者のプレゼンテーションや質問の回答は認めないものとする。

(2) 選定結果の公表及び通知

- ① 審査終了後、すべての参加者に対し審査結果の通知を行います。

- ② 選定結果の公表は提案者名(最優秀提案業者名のみ)及び評価点(合計のみ)を薩摩川内市ホームページで行います。

11 契約までのスケジュール

公募要領の公表期間

- ↓
・公表期間：公募の日から令和7年2月20日(木)午後5時迄
(土日を除く。市役所本庁舎開庁日)

薩摩川内市電気自動車充電設備等更新業務参加申請書兼誓約書の受付期間

- ↓
・受付期間：公募の日から令和7年2月5日(水)午後5時迄
(土日を除く。市役所本庁舎開庁日)

質問の受付期間

- ↓
・受付期間：公募の日から令和7年2月6日(木)午後5時迄
(土日を除く。市役所本庁舎開庁日)

質問の回答

- ↓
・回答期限：令和7年2月7日(金)午後5時迄

提案書の提出

- ↓
・受付期間：参加資格の決定通知受領日から令和7年2月20日(木)午後5時迄
(土日を除く。市役所本庁舎開庁日)

申請書、提案書の審査、及びプレゼンテーションの実施

- ↓
・プレゼンテーションの実施：令和7年2月27日(木)に個別に実施予定

提案者に対する採否の通知等

- ↓
・申請者に対して提案書の採否の通知をします。

優先交渉者との協議

- ↓
・優先交渉者との協議を行います。

協定書締結 (4月上旬以降を予定しております)

12 その他

- (1) 提案書作成に要する経費は、参加希望者の負担とします。
- (2) 提出された資料は返却しませんが、無断で他に使用することはありません。
- (3) 提出期限以降の参加申請書兼誓約書又は企画提案書の差替え及び再提出は認めません。

【問合せ先】	薩摩川内市 経済シティセールス部 産業戦略課 産業グループ 山本 住 所 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号 TEL 0996-23-5111 (内線 5761) FAX 0996-20-5570 E-Mail kigyo@city.satsumasendai.lg.jp
---------------	--